

**養介護施設従事者等における
高齢者虐待が認められた場合の
監査について**

令和 8 年 3 月 12 日(木)

長寿福祉課介護サービスグループ

令和6年度の高齢者虐待の状況について

令和6年度の福井県における高齢者虐待の状況 (令和6年4月～令和7年3月)

1 高齢者虐待の相談・通報件数と虐待の事実が認められた事例の件数

	施設従事者	養護者
市町等への相談・通報件数	12	244
高齢者虐待の事実が認められた事例の件数	3	121
被虐待者数	7	121

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

①虐待があった施設・事業者サービス種別

	件数
介護老人保健施設	1
短期入所生活介護	1
通所リハビリテーション	1
計	3

④被虐待高齢者の年齢

	人数
65～69歳	0
70～74歳	0
75～79歳	2
80～84歳	1
85～89歳	1
90～94歳	0
95歳以上	3
計	7

高齢者虐待防止について | 福井県ホームページ

福井県 組織・部署から探す | サイトマップ | サイト内検索

検索したい単語を入力してください

暮らし・環境 医療・福祉 しごと・産業 観光・文化 教育・子育て 県政情報

ホーム > 医療・福祉 > 介護・高齢者 > 高齢者の権利保護 > 高齢者虐待防止について

最終更新日 2025年12月25日 | ページID 004331

高齢者の虐待を発見した場合、速やかに市町へ通報するよう努めなければなりません。

●高齢者虐待および養護者支援に関する相談等窓口（地域包括支援センター 一覧）

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、市町に通報するよう努めなければならないとされており、特に、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに通報しなければなりません。（虐待を受けた高齢者本人の場合は、市町に訴える場合。）
また、高齢者虐待を未然に防止するためには、高齢者自身の知見や養護者の介護上の不安・不満等を解消、軽減することが大切ですので、介護や高齢者虐待に関する相談については、最寄りの市町の高齢者虐待および養護者支援に関する相談等窓口を御利用ください。

3 高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県内の高齢者虐待の状況等について公表します。

- 令和6年度高齢者虐待の状況について（令和7年12月25日公表）[PDF332KB]
- 令和5年度高齢者虐待の状況について（令和6年12月27日公表）[PDF325KB]
- 令和4年度高齢者虐待の状況について（令和5年12月22日公表）[PDF321KB]
- 令和3年度高齢者虐待の状況について（令和4年12月23日公表）[PDF321KB]
- 令和2年度高齢者虐待の状況について（令和3年12月24日公表）[PDF248KB]

高齢者虐待防止法*の概要 *高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法

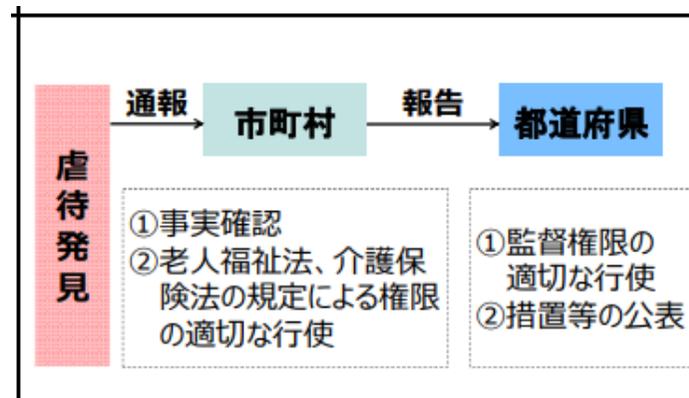
●高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業 	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

●養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム

[市町村の責務] 相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使
[都道府県の責務] 老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表
[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施



高齢者虐待防止 | 厚生労働省



市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(国マニュアル) | 厚生労働省



国マニュアル(全体)●001452977.pdf

高齢者虐待防止 | 厚生労働省

・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 | 厚生労働省

監査について

●介護保険施設等監査指針 第2 監査方針

用者等」という。) について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、都道府県又は市町村が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

●介護保険施設等監査指針 第4 監査方法等

3 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、都道府県知事又は市町村長は法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

●老人福祉施設等指導監査指針 第2指導監査方法等 2指導監査計画等

(2) 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題及び高齢者虐待の疑いを有する老人福祉施設を対象に随時適切に実施するものとする。

介護保険制度等における指導監督 | 厚生労働省

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page is titled '介護保険制度等における指導監督' (Guidance and Supervision of the Nursing Insurance System). The navigation menu includes 'ホーム' (Home), '政策について' (About Policy), '厚生労働省について' (About MHLW), '統計情報・白書' (Statistics and White Papers), '所管の法令等' (Laws and Regulations), and '申請・募集・情報公開' (Applications, Recruitment, and Information Disclosure). The main content area features a search bar and a list of links related to the nursing insurance system, including '介護保険施設等指導指針及び介護保険施設等監査指針' (Guidelines and Inspection Guidelines for Nursing Insurance Facilities), '介護保険施設等運営指導マニュアル' (Nursing Insurance Facility Operation Guidance Manual), and '老人福祉施設指導監査指針' (Guidelines for Supervision and Guidance of Elderly Welfare Facilities).

介護保険施設等指導指針及び介護保険施設等監査指針

(令和4年3月31日、最終改正令和6年3月26日)
[介護保険施設等指導指針及び介護保険施設等監査指針 \[239KB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

介護保険施設等運営指導マニュアル

(令和4年3月31日、最終改正令和6年7月4日)
[介護保険施設等運営指導マニュアル | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

介護保険施設等に対する監査マニュアル

(令和6年4月5日)
[介護保険施設等に対する監査マニュアル \[1.7MB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

老人福祉施設指導監査指針

(令和3年1月15日、最終改正令和6年7月4日)
[老人福祉施設指導監査指針 \[152KB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

介護保険施設等指導指針

介護保険施設等監査指針

●001280521.pdf

老人福祉施設指導監査指針

●02 <溶け込み>改正後全文(老人福祉施設指導監査指針)

監査について

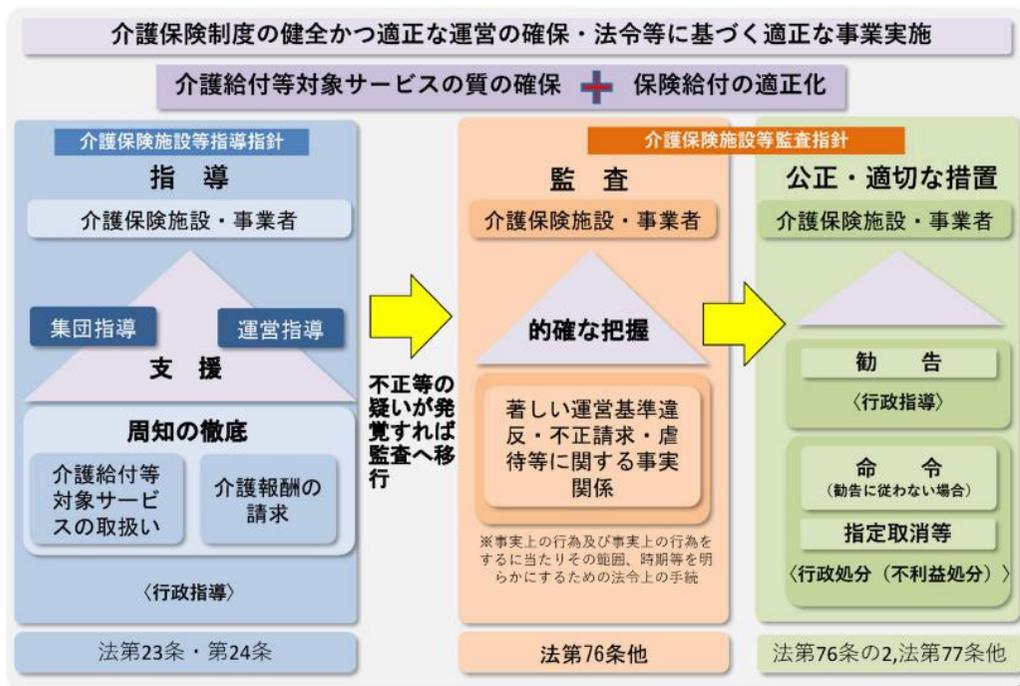
●介護保険施設等に対する監査マニュアル

「処分基準の考え方の例」 2前提となる考え方

処分事由	態様(級)	基本となる処分内容	根拠条文
人員基準違反	A級	勧告	介護保険法 77 条第 1 項第 3 号等
運営基準違反	A級	勧告	同 77 条第 1 項第 4 号等
人格尊重義務違反	C級	指定の全部効力停止	同 77 条第 1 項第 5 号等
不正請求	C級	指定の全部効力停止	同 77 条第 1 項第 6 号等
不正の手段による指定	C級	指定の全部効力停止	同 77 条第 1 項第 9 号等

●運営指導マニュアル

I 基本編 第1章介護保険制度における指導監督 第1節 指導と監査 1指導監督の全体像



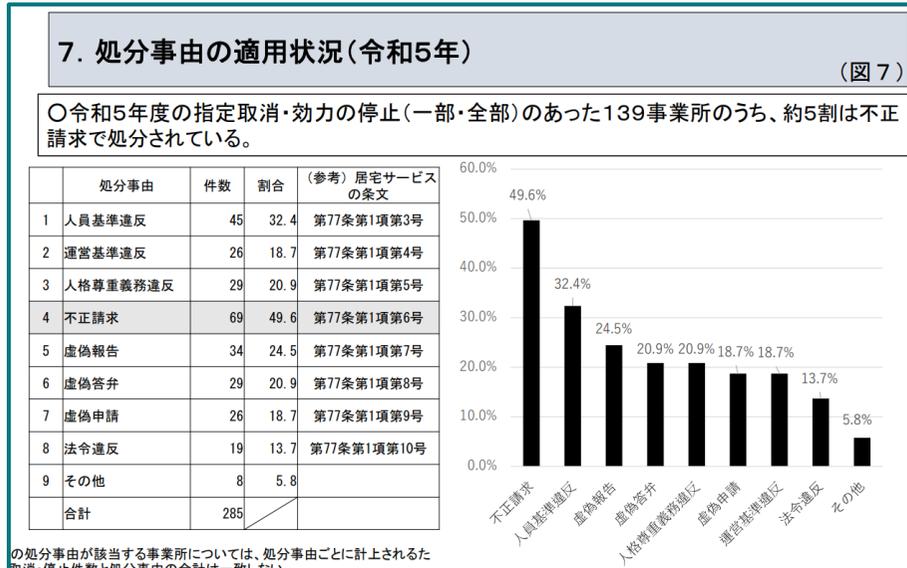
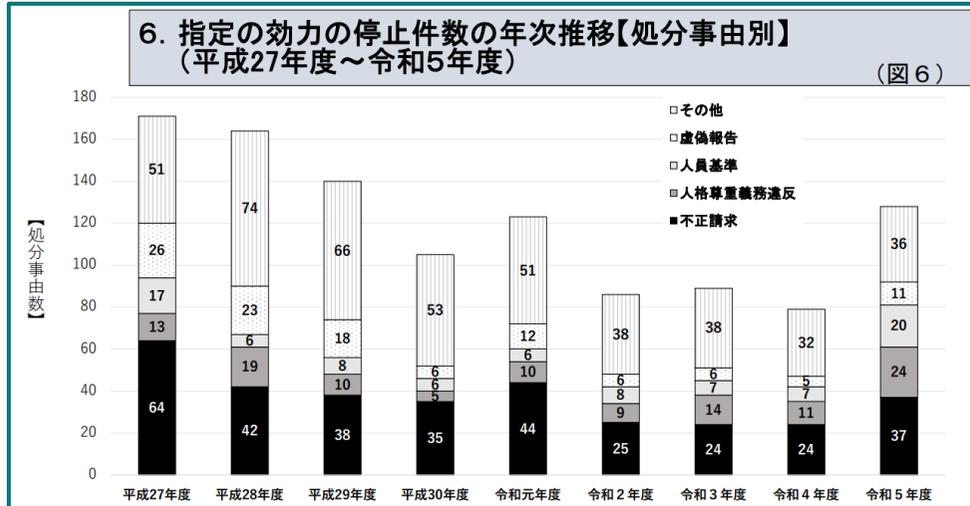
[介護保険制度等における指導監督 | 厚生労働省](#)

●240405 介護保険施設等に対する監査マニュアル

●03 <溶け込み>改正後全文(介護保険施設等指導マニュアル)

行政処分について

●令和6年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料
 総務課介護保険指導室（参考資料）



※処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるた取消・停止件数と処分事由の合計は一致しない。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 | 厚生労働省

厚生労働省
 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

回数	開催日	議題等	講事録/講事要旨	資料等	開催案内
-	2025年3月7日 (令和7年3月7日)	-	-	資料	-

令和6年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 | 厚生労働省

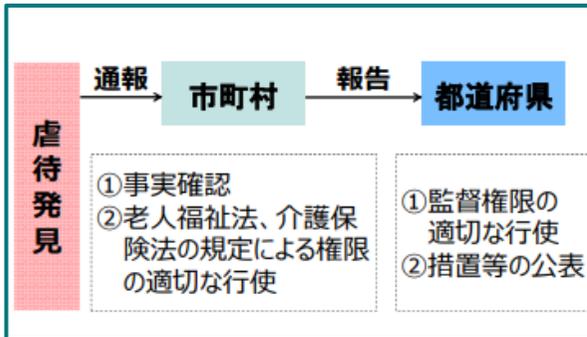
厚生労働省
 令和6年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

老健局総務課
 課長補佐 三森雅之（内線3913）
 （直通電話）03-3591-0954
 （代表電話）03-5253-1111

●総務課介護保険指導室
 001436709.pdf

虐待発見時等の通報・届出・告について

●養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム



●養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

2. 1 相談・通報・届出への対応

1) 相談・通報等受け付け後の対応

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています（高齢者虐待防止法第21条）。

ウ. 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による高齢者虐待についても同様）（高齢者虐待防止法第21条第6項）。
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（高齢者虐待防止法第21条第7項）。

高齢者虐待防止 | 厚生労働省

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止

福祉・介護 高齢者虐待防止

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 福祉・介護
- 障害者福祉
- 生活保護・福祉一般

- ・法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について等
- ・都道府県による高齢者虐待の公表
- ・市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援について（国マニュアル）
- ・高齢者の虐待防止等に関する老人保健健康推進等事業
- ・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等
- ・関連資料

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(国マニュアル) | 厚生労働省

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）

都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」（国マニュアル）の改訂を行いましたので、お知らせいたします。

令和6年度の介護報酬改定において、高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を回ったことや、高齢者虐待防止法第13条に基づいた罰則に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加など、自治体等による高齢者虐待対応について最新の状況を反映する必要があるため、改訂を行いました。

（※紙媒体での配布や販売は行っていません。）

国マニュアル(全体)●001452977.pdf

高齢者虐待防止 | 厚生労働省

・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 | 厚生労働省

案内

●高齢者等権利擁護専門相談事業

ちいきのくらし、まもります

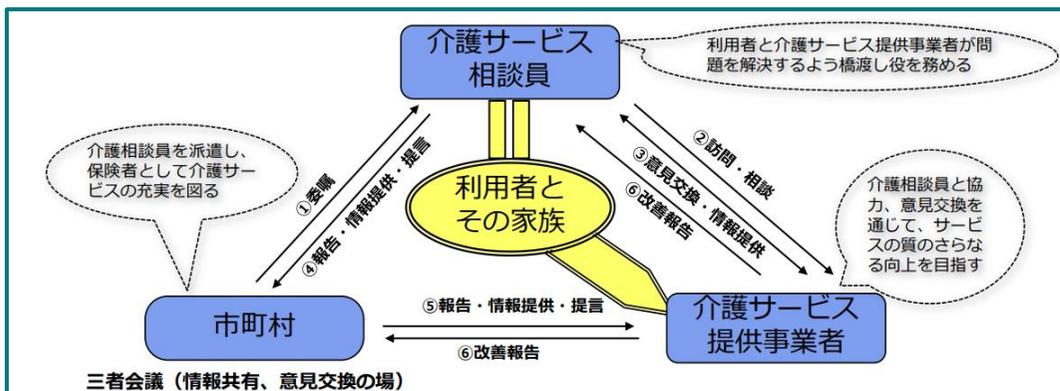
高齢者等権利擁護専門相談事業のご案内

高齢者、障がい者の支援に携わっている方向けの相談窓口です

1 高齢者等権利擁護専門相談窓口

- ・ 地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員など、高齢者の福祉に関係のある方からの高齢者権利擁護の困難事例（虐待など）に関する相談に応じます。
- ・ 高齢者・障がい者の成年後見制度の利用等に関する相談に応じます。
- ・ 相談窓口開設日時： **毎月 第2, 第4火曜日 午後1時～4時**
- ・ 第2火曜日は社会福祉士、第4火曜日は弁護士と社会福祉士が在籍します。
(祝日やお盆、年末年始は休み)

●介護サービス相談員派遣等事業



[高齢者権利擁護事業について](#) | [高齢者専門相談](#) | [福祉の貸付・生活支援・権利擁護](#) | [目的別に探す](#) | [福井県社会福祉協議会](#)



●高齢者等権利擁護専門相談事業

[高齢者等権利擁護専門相談事業 案内チラシ.pdf](#)

介護相談員派遣等事業について



●介護サービス相談員派遣事業

[000872732.pdf](#)

高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

●身体拘束廃止・防止の手引き



●在宅介護生活を支える事業所のみなさまへ

身体拘束廃止の実現のために

介護事業所として取り組むべきこと

- 事業所内で高齢者の情報を共有しましょう
- 他事業所との連携を積極的に取りましょう
- 家族との良好な関係づくりを努めましょう
- 身体拘束の解除と代替案を提案しましょう
- 高齢者の権利について定期的な研修を開催しましょう
- 経験の少ない職員には、同行するなどJTの実践を回しましょう
- 利用者には適切な指導で対応し、担当者一人で抱え込まないようにしましょう
- 利用者の少ない施設では、定期的な研修や事例検討会を開催しましょう
- 新規採用のカリキュラムに身体拘束防止について盛り込まれていますか。
- 介護者の負担軽減のため、ショートステイの利用やストレス軽減策を提案していますか。

身体拘束廃止のためにできる事業所内での取り組み

チェックリスト

- 事業所全体で職業倫理、高齢者の尊厳について学ぶ機会がありますか。
- 従業者全員に虐待防止の知識を周知し、定期的に確認を行っていますか。
- 実際の事例を用いた研修や事例検討会を開催していますか。
- 介護者の負担軽減のため、ショートステイの利用やストレス軽減策を提案していますか。
- 介護者の負担や高齢者の状況を把握し、スタッフ間で情報を共有していますか。
- ミーティングやカンファレンスでの情報共有を徹底していますか。
- 話しやすい職場環境を整え、相談しやすい体制を構築していますか。
- 虐待が疑われるケースの報告と対応、通報を迅速に行っていますか。
- 多職種連携を強化し、高齢者の尊厳を守ることに努めていますか。
- 関係機関との連携を図り、適切な支援を提供していますか。

▶身体拘束ゼロの実現に向けて
介護施設・事業所における取組手引き

短期入所で行っている好事例

ある短期入所所では、本人の在宅生活に応じたケアを提供する一方で、短期入所者もスタッフと交流が少なく、在宅生活を継続することにより、在宅生活の不安定さを軽減する取り組みの一環です。短期入所利用中であっても、高齢者同士の生活時間を確保して支援することで、短期入所者もスタッフと交流が少なく、在宅生活を継続することにより、在宅生活の不安定さを軽減する取り組みの一環です。

尊厳について

身体拘束廃止・防止を実現していく第一歩はケアにあり、結果として本人の尊厳を重んじ、その自立を阻害する等の多くの弊害をもたらすことを認識し、常に

尊重することです。身体拘束は様々な弊害をもたらします。体力が低下し、認知症の進行を加速させます。結果として本人や家族等の二次的、三次的被害が生じ、更なる身体拘束につながる可能性があります。また、身体拘束は本人

のみならず介護者の苦痛も伴う行為です。家族が身体拘束をすることにより、介護生活そのものに強いストレスを感じ、その結果虐待につながる可能性もあることを忘れてはいけません。

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(国マニュアル) | 厚生労働省



●身体拘束廃止・防止の手引き

[001643323.pdf](#)

●高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 | 厚生労働省

〈施設・介護サービス事業者向け〉

- ・【令和6年度】介護施設・事業所等における高齢者虐待防止・身体拘束廃止の取組推進に向けた調査研究事業 (PDF) 報告書 [4.0MB] / サマリー [156KB] / 周知ツール [1.9MB]
- ・【令和5年度】介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業 (株式会社日本総合研究所) (PDF) 報告書 [4.3MB] / 手引き [4.0MB]
- ・【令和5年度】介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業 (全日本病院協会) (PDF) 報告書 [5.7MB] / サマリー [168KB] / 手引き [3.1MB]
- ・【令和3年度】介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業 (社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター) (PDF) 報告書 [6.1MB] / 報告書別冊 [28.0MB]
- ・【令和3年度】介護現場における適切なシーディングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業 (株式会社日本総合研究所) (PDF) 報告書 [4.6MB] / 追補版 [3.0MB]
- ・【令和2年度】介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究 (MS&AD-インターリスク総研株式会社)
- ・【令和2年度】車椅子における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究 (株式会社日本総合研究所)
- ・【平成21年度】高齢者虐待の防止及び認知症介護の向上に向けた教育システムの展開と教育効果に関する調査研究 (社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター)

●在宅介護生活を支える事業所のみなさまへ

[001480728.pdf](#)